なお、経常建設共同企業体又は特定建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社の主任技術者又は監理技術者が上記⑸に掲げる要件を満たす工事の施工経験（うち、施工延長については、トンネル掘削600m以上の経験とする。）を有していればよい。

ただし、大臣官房官庁営繕部又は地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含む。）に係る経験である場合にあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。

３）監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑻　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限日から開札の時までの期間に、北陸地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

⑼　上記１⑵に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑽　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが建設共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）（詳細は入札説明書による。）。

⑾　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　総合評価に関する事項

⑴　本工事の総合評価に関する評価項目は以下のとおりである。

１）施工体制

ⓐ　品質確保の実効性

ⓑ　施工体制確保の確実性

２）技術提案

ⓐ　覆工コンクリートにおける品質確保の工夫について

ⓑ　湧水対策区間における施工上の工夫について

ⓒ　可燃性ガス対策に関する施工計画の工夫について

⑵　総合評価の方法

１）標準点

本工事について、入札説明書等に記載された要求要件を実現できるとされた場合には、標準点100点を与える。

２）施工体制評価点及び加算点

上記⑴に示す評価項目について評価し、施工体制評価点及び加算点を与える。

３）評価値

価格及び価格以外の要素として提示された性能等に係る総合評価は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者について、上記１）及び２）により得られる標準点、施工体制評価点及び加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。

標準点＋施工体制評価点＋加算点＝100点＋施工体制評価点＋加算点

評価値＝（標準点＋施工体制評価点＋加算点）／入札価格

⑶　施工体制確認のためのヒアリングの実施

入札書等（施工体制の確認に係る部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。

⑷　落札者の決定方法

１）入札参加者は、次のⓐからⓒまでのすべての要件に該当する者のうち、上記⑵によって算出された数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

ⓐ　入札価格が、予定価格の制限の範囲内であること。

ⓘ　提案内容が最低限の要求要件（標準案）を満たしていること。

ⓒ　評価値が、標準点（100点）を予定価格で除した数値（以下「基準評価値」という。）に対して下回らないこと。

２）１）において、評価値が最も高い者が２人以上いるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

４　実施上の留意事項

⑴　実際の施工に際しては、入札時に提出し、適正とされた技術提案に基づく施工計画により施工し、「技術提案」以上の施工を行うものとする。

受注者の責めにより、入札時に提出し、適正とされた「技術提案」以上の施工が行われない場合は、以下の取扱いを行う。

１）工事成績評定点の減点措置

２）違約金の徴収

⑵　施工条件の変更、災害等、受注者の責めに帰さない事由により「技術提案」に影響を及ぼす場合の取扱いは、発注者と受注者とが協議して決定するものとする。

⑶　技術資料についてヒアリングを実施する。その場合の日時・場所等必要事項は別途通知する。

⑷　技術提案及び標準案に基づく施工計画の採否については、落札決定前に書面により通知する。その際、技術提案が適正とされなかった場合はその理由を付して通知する。

⑸　技術提案に係る施工計画について

施工計画の提出にあたって、入札説明書の別冊図面及び別冊仕様書に参考として示された図面及び仕様書等の内容について、これと異なる施工方法等で施工する場合は、その内容を示した施工計画書を提出すること。ただし、他機関及び他工事との調整が必要となる施工計画は不採用とする（詳細は入札説明書による。）。また、技術提案による施工計画が適正と認められない場合に、標準案に基づいて施工する意志がある場合には、その旨を施工計画書（技術提案）に記載して提出するとともに、標準案による施工計画書を併せて提出すること。なお、技術提案を行わず標準案に基づいて施工しようとする場合は標準案による施工計画を提出すること。

５　入札手続等

⑴　担当部局

〒950―8801 新潟県新潟市中央区美咲町１丁目１番１号　新潟美咲合同庁舎１号館　北陸地方整備局総務部契約課契約係　電話025―280―8880（代表）　内線2527

⑵　入札説明書等の交付期間

入札説明書等（文書類、数量総括表、図面、申請様式等）は、電子入札システムからダウンロードすることにより交付する。運用及び操作の詳細については下記１）のアドレスを参照のこと（マニュアルのリンク先がある。）。

なお、書面による交付を希望する場合は、下記２）に電話又はＦＡＸにより申し込むこと。ただし、ＦＡＸによる場合は着信確認を行うこと。

１）アドレス：http://www.e-bisc.go.jp/

２）交付場所：北陸地方整備局総務部契約課契約係

〒950―8801 新潟県新潟市中央区美咲町１丁目１番１号　新潟美咲合同庁舎１号館

電話025―280―8880　ＦＡＸ025―280―8823

３）交付期間：平成24年10月２日から平成24年11月30日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時00分から17時00分まで。

４）書面による交付方法：上記３）の期間内に必着で、切手を添付した返信用封筒及びＣＤ等を同封し、上記２）へ郵送すること。ＣＤ等に複製したものを折り返し託送する。（窓口交付は行わない）。

⑶　申請書及び資料の作成及び提出方法

申請書及び資料は、入札説明書に示す様式及び留意事項に基づき作成し、電子入札システムで提出すること。ただし、資料の提出にあたっては、資料の容量が３ＭＢを超える場合及び発注者の承諾を得て紙入札方式とする場合は、原則として次の受付期間内に必着で、受付場所に１部郵送（書留郵便等）するものとする（電子入札運用基準参照）。

ア）申請書及び資料（同種の工事の施工実績、主任（監理）技術者等の資格・工事経験）の提出期限

１）電子入札システムによる受付期間：平成24年10月３日から平成24年10月18日まで（土曜日、日曜日を除く。）の、９時00分から17時00分、及び平成24年10月19日の９時00分から12時00分まで。